

## クレジット入札実施規程

制定日 平成28年5月24日

改定 平成28年12月1日

改定 平成29年3月15日

### (目的)

**第1条** この規程は、みずほ情報総研株式会社が経済産業省及び環境省より受託している平成29年度国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費（J-クレジット制度運営等業務）において、J-クレジット制度事務局（以下「事務局」という。）の業務の一つとして実施する入札方式によるクレジット販売の手続きを定めるものである。

### (定義)

**第2条** クレジットとは、省エネルギー設備の導入や森林経営などの取組による、温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証するJ-クレジット制度やその前身の制度（国内クレジット制度及びJ-VER制度）でクレジット認証を受けた、J-クレジット、国内クレジット及びJ-VERを言う。

### (入札参加資格)

**第3条** 入札に参加しようとする者は、J-クレジット登録簿システム（<http://japancredit.registry.go.jp>）において、クレジット保有口座を開設している者であって、以下の用途にクレジットを活用する者でなければならない。

- ① J-クレジット制度において認められた用途（温対法の調整後排出量報告、温対法の調整後排出係数の報告、カーボン・オフセット等）に利用する者
- ② 一旦、クレジットを買い取り、クレジットを最終的に利用する者に転売する者

### (入札実施方法)

**第4条** 事務局は、次の各号に定める事項について、経済産業省及び環境省の指示に基づき定めるものとする。

- ① 入札実施期間
- ② 総販売量
- ③ 1者あたりの入札書の提出数の上限
- ④ 1入札書あたりの最低購入量
- ⑤ 1者あたりの最大購入量
- ⑥ クレジット1トンあたりの最低販売単価

⑦ 入札書の提出方法

2 前項各号の事項のうち必要事項について、申請受付開始日までにJ-クレジット制度のホームページ (<https://japancredit.go.jp/>) で公表するものとする。

**(入札書の提出)**

**第5条** 入札に参加しようとする者は、入札実施期間の間に、次に掲げる事項を記載した入札書(様式1)及び入札者情報連絡票(様式2)を事務局に提出しなければならない。

- ① クレジットの購入希望量
- ② クレジット1トンあたりの購入単価
- ③ その他みずほ情報総研株式会社が必要と定める事項

2 前項に基づき提出された入札書は、提出後に変更する事が出来ない。

**(落札者の決定)**

**第6条** 事務局は、入札実施期間の終了日の翌日から起算して5営業日以内に、経済産業省及び環境省の指示に基づき、次のとおり落札者及び落札者ごとの購入量及び購入単価を決定し、入札者に結果を通知する。

- ① 最低販売単価以上の購入単価を記載した入札書の購入希望量を、購入単価が高い順に並べて加算し、その累計量が第4条で定める総販売量を超える入札書の購入単価を最低落札価格とする。
- ② 最低落札価格を超える購入単価を記載した入札書の提出者は、入札書に記載した購入単価及び購入希望量で、クレジットを購入するものとする。
- ③ 最低落札価格を記載した入札書の提出者は、総販売量から最低落札価格を超える購入単価を記載した入札書の購入希望量の総和を差し引いた量を購入量として、入札書に記載した購入単価で購入するものとする。
- ④ 最低落札価格を記載した入札書が複数ある場合には、各入札書の購入希望量に応じて前号の購入量を按分するものとする。

**(契約)**

**第7条** 前条の定めに従い、落札者が決定したときは、みずほ情報総研株式会社は、クレジットの保有者を代理して、落札者と売買契約を締結し、以下の事項を記載した書面を交付する。

- ① 販売単価
- ② 販売量
- ③ 総支払額
- ④ 入札結果の決定日
- ⑤ 販売代金の支払期日

- ⑥ 販売代金の振込先金融機関の口座
  - ⑦ その他みずほ情報総研株式会社が必要と定める事項
- 2 契約締結日は第6条に定める入札結果の決定日とする。

#### (販売代金の支払)

**第8条** 落札者は、契約書に規定する入札結果の決定日の翌日から起算して30日以内に、契約書に記載された振込先金融機関の口座に販売代金の全額を一括して支払わなければならない。

- 2 落札者がその期限までに販売代金の全額を支払わなかった場合には、みずほ情報総研株式会社は契約を解除することができる。
- 3 落札者がその期限までに販売代金の全額を支払わなかった場合には、入札結果の決定日の翌年度末まで、事務局が実施する入札への参加を禁止する。

#### (クレジットの移転)

**第9条** みずほ情報総研株式会社は、購入代金全額の入金日の翌営業日から起算して5営業日以内に、契約書に記載した購入量のクレジットをJ-クレジット事務局口座から落札者のクレジット保有口座に移転する。

#### (売却結果の公表)

**第10条** 事務局は、入札結果に基づくクレジット移転手続きが完了した段階で、経済産業省及び環境省の指示に基づき、次に掲げる事項について、J-クレジット制度のホームページにおいて公表するものとする。

- ① 落札価格の平均値
- ② 落札価格の中央値
- ③ 購入者数
- ④ 入札者数
- ⑤ 総販売量
- ⑥ 総入札量

#### (免責)

**第11条** クレジット保有者の代理人であるみずほ情報総研株式会社は、クレジット販売契約に関して生じる担保責任などの一切の責任を負わないものとする。

#### (契約の解除)

**第12条** みずほ情報総研株式会社は、入札者が次の各号の一つに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、クレジットの売買契約を解除することができる。

- (1) 入札者が支払期日までに販売代金の全額を入金しなかった場合
- (2) 入札者がクレジットの入札にあたり談合等の不正行為を行った場合
- (3) 入札者が以下の暴力団関与の属性要件のいずれかに該当する場合
  - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (4) 経済産業省又は環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けている場合
- (5) 前各号に準じる理由等によりみずほ情報総研株式会社が契約を解除すべきと判断した場合

**（調査への協力）**

**第13条** 落札者は、事務局が経済産業省及び環境省の指示に基づき、クレジットの活用や販売に関する調査を行う場合には、当該調査に協力するものとする。

**改定履歴**

Ver	作成日／改定日	内容
1.0	H28.5.24	新規策定
2.0	H28.12.1	第4条及び第6条の改定 （入札者が複数の入札書を提出できるように文書を改定） 第8条の改定 （落札者が入金しなかった場合の措置の追加）
2.1	H29.3.15	第10条の改定 （公表情報の追加（落札価格の中央値、総入札量））

(様式1)

年 月 日

みずほ情報総研株式会社  
環境エネルギー第2部長  
加地 靖 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

## 入 札 書

クレジット入札実施規程を承知の上、下記のとおり入札いたします。

記

購入希望量 \_\_\_\_\_ t-CO<sub>2</sub>

購入単価(税抜き) \_\_\_\_\_ 円/t-CO<sub>2</sub>

入札書通し番号※ \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

※入札者は複数の入札書を提出することができます。入札書通し番号は、提出する入札書の総数が分かるように記載して下さい。例えば、全部で3通の入札書を提出する場合の1通目の入札書については、「1/3」と記載して下さい。

(様式2)

### 入札者情報連絡票

入札者名	
J-クレジット保有口座番号(※1)	JP-100-20000-00001-____-00
購入目的 (※2)	ア. 自ら活用 (具体的な用途 : ) イ. 転売
入札書の提出数	
担当者氏名	
部署・役職名	
担当者住所	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	

(※1) 下線部の番号 (5桁) を記載すること

(※2) いずれかに○をすること。また、自ら活用する予定の場合には、その用途を記載すること。